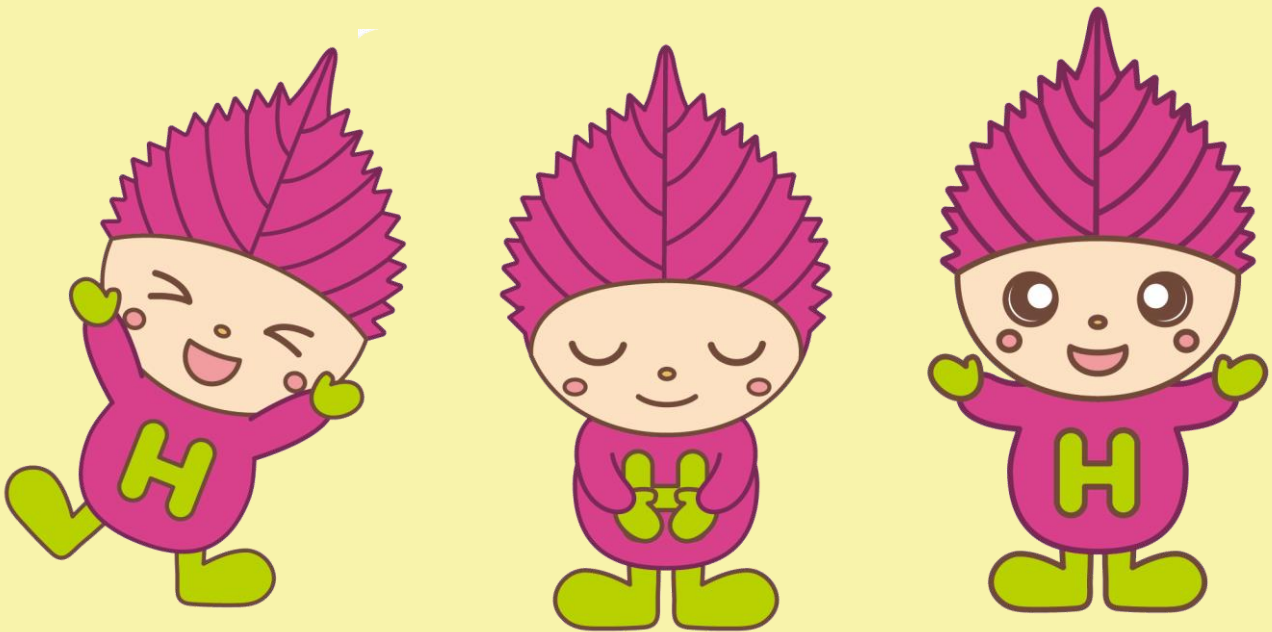


【概要版】

大治町
老人福祉計画・介護保険事業計画
2024（令和6）年度～2026（令和8）年度



2024（令和6）年3月
大 治 町

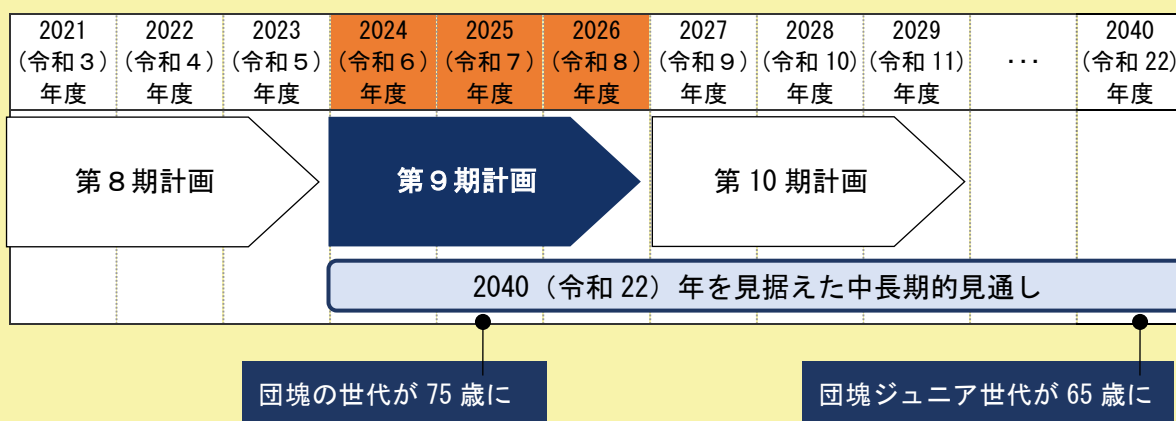
1 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は、2023（令和5）年4月1日現在、1億2,455万人、うち65歳以上の高齢者は3,619万人と、前年（3,623万人）に比べ4万人の減少となりましたが、総人口に占める割合は29.1%と、前年（29.0%）に比べ0.1ポイント上昇しました。

本町においても、今後も高齢者数の増加が続くことが見込まれており、2023（令和5）年度には、「第8期大治町老人福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が終了することから、団塊ジュニア世代が65歳になる2040（令和22）年を見据えて、地域共生社会の実現を目指し、その基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて「第9期大治町老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、介護保険法の規定により「介護保険事業計画」は3年を1期として定める必要があることから、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。なお、本計画期間中には団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年が含まれており、計画策定にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳になる2040（令和22）年度を見据えた中長期的な視点で行います。



3 基本理念

地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進を図り、団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらには団塊ジュニア世帯が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、地域共生社会の実現に向けて「共助 ～支え合いながら元気に暮らせるまち～」を基本理念とします。

共助 ～支え合いながら元気に暮らせるまち～

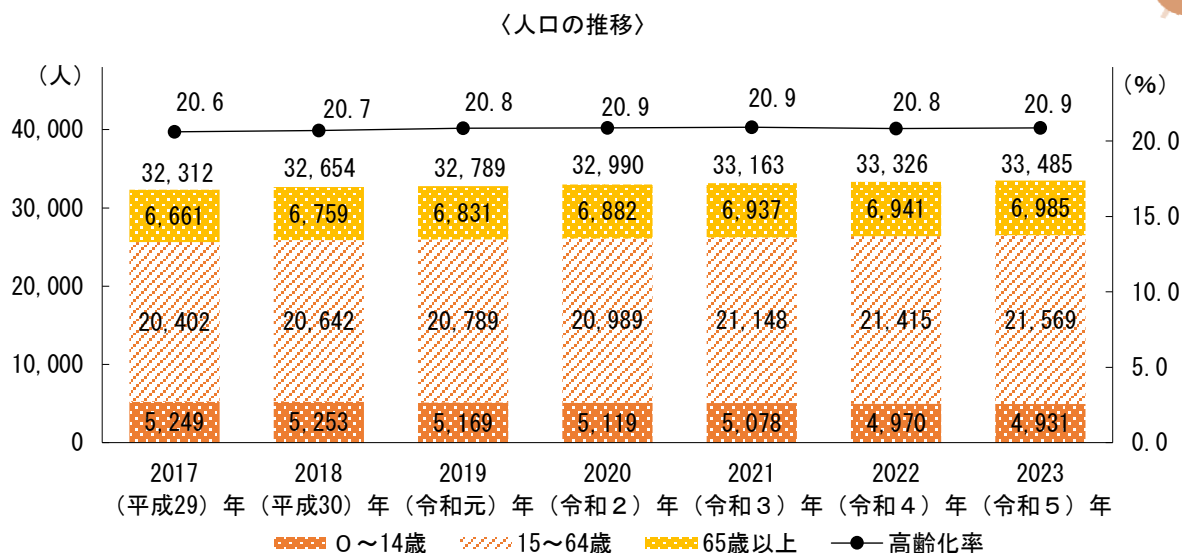


4 大治町の現状

(1) 人口の推移

本町の総人口は緩やかに増加を続けており、2023（令和5）年10月1日現在、33,485人です。年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）は減少している一方で、生産年齢人口（15～64歳）及び高齢者人口（65歳以上）は緩やかに増加を続けています。

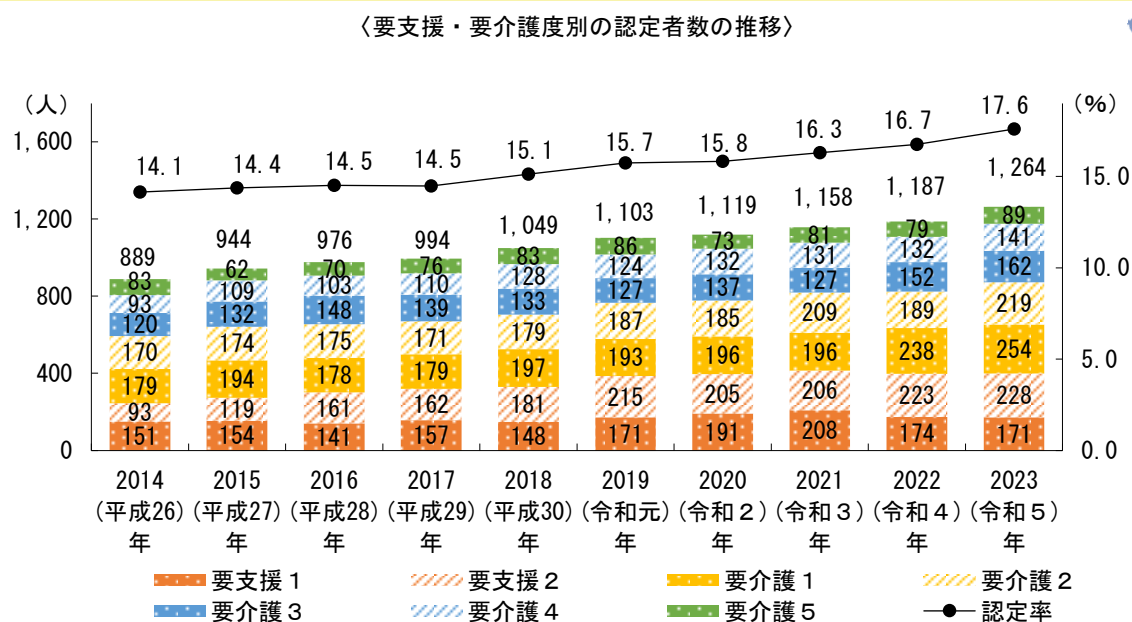
また、本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、2023（令和5）年10月1日現在、20.9%となっており、町民の5人に1人以上が高齢者です。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 要支援・要介護度別の認定者数の推移

2023（令和5）年10月1日現在、要支援・要介護認定者数は1,264人です。2014（平成26）年以降、増加を続けています。第1号被保険者数に対する65歳以上の認定者数の割合（認定率）の推移をみると、2014（平成26）年以降、上昇が続いています。



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

5 施策の体系



基本理念	基本目標	施策の方向性
<p>共 助 く 支 え 合 い な が ら 元 気 に 暮 ら せ る ま ち</p>	<p>基本目標 1</p> <p>地域包括ケアシステムの 深化・推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターの機能強化 2 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と介護現場における生産性の向上
	<p>基本目標 2</p> <p>総合的な介護予防の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防に向けた健康づくり 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	<p>基本目標 3</p> <p>認知症施策の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症に関する普及・啓発 2 相談・支援体制の確立 3 認知症を地域で支える人材育成と体制整備
	<p>基本目標 4</p> <p>活動的で活力あふれる 高齢社会の実現</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の社会参加の促進 2 生涯学習の促進
	<p>基本目標 5</p> <p>安心して生活できる 自立生活支援と住環境の整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援サービスの充実 2 防災・防犯・感染症対策の充実 3 介護者支援の強化 4 高齢者にやさしい住環境の整備
	<p>基本目標 6</p> <p>在宅医療と介護連携の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療の充実 2 医療と介護の連携の推進
	<p>基本目標 7</p> <p>高齢者の尊厳の保持と 権利の保障</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の虐待防止対策の推進 2 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の推進
	<p>基本目標 8</p> <p>介護保険事業の適切な運用と 制度の円滑な実施</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの利用支援 2 介護サービスの質の向上 3 保険者機能の強化

6 計画の具体的な取組

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として包括的な支援体制の強化を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

また、地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成に向けて、生活支援サービスを行う人材を養成する研修を実施するとともに事業所等との連携に努めます。

施策の方向性 ▶▶ ○地域包括支援センターの機能強化

○地域包括ケアシステムを支える人材の確保と介護現場における生産性の向上

基本目標2 総合的な介護予防の推進

生涯にわたり健康を維持していくため、介護予防等に地域全体で取り組み、高齢者が自らの健康に対する意識を高め、できるだけ長く元気で暮らせるように、健康づくりの普及啓発と地域の支え合いの体制により、総合的な支援を目指します。さらに、きめ細かな支援を実施するため、保健事業と介護予防を一体的に取り組みます。

施策の方向性 ▶▶ ○介護予防に向けた健康づくり

○介護予防・日常生活支援総合事業の推進

基本目標3 認知症施策の充実

認知症高齢者本人やその家族が住み慣れた地域で希望をもって住み続けられる共生社会の実現のために、認知症に関する正しい理解の普及・啓発を行うとともに状態に応じた適切なサービスが利用できるよう支援します。

認知症の高齢者を早い段階で発見し、早期対応ができるよう、認知症に関する相談窓口の周知と相談体制の充実や認知症初期集中支援チームを設置することで、認知症の人やその家族に対して初期の支援を包括的、集中的に行います。また、認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーターの活躍の場の拡充を図ります。

施策の方向性 ▶▶ ○認知症に関する普及・啓発

○相談・支援体制の確立

○認知症を地域で支える人材育成と体制整備

基本目標4 活動的で活力あふれる高齢社会の実現

高齢者のニーズを捉えながら、ボランティア活動や生涯学習、居場所づくり、就労支援など、社会参加の促進や高齢者が長年培った知識や経験を活かして活躍できる環境を提供し、地域の活力へとつなげるとともに、高齢者の生きがいづくりを支援します。

また、高齢者の多様なニーズに応じた活動の場や学習機会を提供するとともに、より多くの高齢者が参加できるよう、機会の拡充に努めます。

施策の方向性 ▶▶ ○高齢者の社会参加の促進

○生涯学習の促進

基本目標5 安心して生活できる自立生活支援と住環境の整備

高齢者が安心して可能な限り住み慣れた地域に住み続けられるよう、住まいに関する情報提供や住宅改修の助言や指導を行うとともに、平常時から高齢者を地域で見守り、支えあえるネットワークの構築を進めることで、自立生活を営むことができる地域づくりを目指します。

また、支援ニーズや資源の把握、関係者のネットワーク強化、担い手の養成、資源の創出等を行うことで生活支援の充実を図るとともに、防災・防犯・感染症対策の充実や介護者支援を強化します。

施策の方向性▶▶○生活支援サービスの充実

○防災・防犯・感染症対策の充実

○介護者支援の強化

○高齢者にやさしい住環境の整備

基本目標6 在宅医療と介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられるよう、医療・看護・介護・福祉等の関係者において、それぞれの専門性や特色を活かした連携を強化し、在宅療養を支える体制の充実を図ります。

「つながろまい大治」(電子@連絡帳システム)を活用し、医師・介護保険事業所・地域包括支援センター・行政等が連携するネットワークの利用促進を図ります。さらに、医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域での生活を目指し、在宅医療と介護を一体的に提供するため、「あまさぼ」を中心とした研修会の開催などを通じて、医師・歯科医師など、多職種による連携事業を推進します。

施策の方向性▶▶○在宅医療の充実

○医療と介護の連携の推進

基本目標7 高齢者の尊厳の保持と権利の保障

高齢者の尊厳と権利を守る視点から、町民に高齢者虐待に関する啓発を行い、虐待に関する町民向け相談窓口に関する情報発信や、通報連絡先を周知するとともに、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、保健所、警察など関係機関との連携の強化に努めます。

認知症高齢者等に対し、高齢者の権利擁護のための支援として「おおはる成年後見支援センター」を中核として、成年後見制度の利用支援、相談支援及び利用の促進を図ります。

施策の方向性▶▶○高齢者の虐待防止対策の推進

○成年後見制度及び日常生活自立支援事業の推進

基本目標8 介護保険事業の適切な運用と制度の円滑な実施

介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、介護に関する身近な相談窓口の強化やサービスの利用支援を図る体制の充実に努めます。

また、介護給付費の適正化を推進し、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて持続可能な介護保険制度の構築を推進します。

施策の方向性▶▶○サービスの利用支援

○介護サービスの質の向上

○保険者機能の強化

7 介護給付・予防給付の総事業費等の見込み

介護給付等対象サービスの見込み量などを基に算出した各年度の保険給付費と地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

〈介護給付費の見込み〉

単位：千円

区 分	2024(令和6) 年度	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	2030(令和12) 年度	2040(令和22) 年度
居宅サービス	745,443	771,540	824,154	914,191	1,017,456
地域密着型サービス	189,669	194,835	210,322	217,360	234,963
施設サービス	682,305	690,125	697,196	779,379	887,215
居宅介護支援	91,221	93,668	101,373	108,863	119,671
介護給付費合計	1,708,638	1,750,168	1,833,045	2,019,793	2,259,305

※単位未満は四捨五入により端数処理をしているため、合計が合わない箇所があります。

〈予防給付費の見込み〉

単位：千円

区 分	2024(令和6) 年度	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	2030(令和12) 年度	2040(令和22) 年度
居宅サービス	55,010	56,255	57,464	61,363	63,916
地域密着型サービス	0	0	0	0	0
介護予防支援	8,535	8,775	9,119	10,093	10,260
予防給付費合計	63,545	65,030	66,583	71,456	74,176

※単位未満は四捨五入により端数処理をしているため、合計が合わない箇所があります。

〈標準給付費の見込み〉

単位：千円

区 分	2024(令和6) 年度	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	2030(令和12) 年度	2040(令和22) 年度
総給付費	1,772,183	1,815,198	1,899,628	2,091,249	2,333,481
特定入所者介護サービス費等給付額	39,845	41,888	39,845	53,750	58,183
高額介護サービス費等給付額	46,790	49,189	51,711	54,212	58,683
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,362	5,637	5,926	6,069	6,570
算定対象審査支払手数料	1,068	1,123	1,180	1,092	1,182
標準給付費見込額	1,865,248	1,913,034	1,998,290	2,206,372	2,458,100

※単位未満は四捨五入により端数処理をしているため、合計が合わない箇所があります。

〈地域支援事業費の見込み〉

単位：千円

区 分	2024(令和6) 年度	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	2030(令和12) 年度	2040(令和22) 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	61,985	72,944	78,778	86,724	96,768
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	33,014	35,600	38,393	38,393	38,393
包括的支援事業（社会保障充実分）	4,989	4,989	4,989	4,989	4,989
地域支援事業費	99,988	113,532	122,160	130,106	140,150

※単位未満は四捨五入により端数処理をしているため、合計が合わない箇所があります。

8 所得段階別介護保険料の設定

第9期計画においては、保険料率を設定する区分となる所得段階及びそれに応じた保険料率を14段階に設定します。第9期計画期間内の基準保険料は年額68,400円です。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額 ×0.43 (0.26)	29,400円 (17,700円)
	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.62 (0.42)	42,400円 (28,700円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって第2段階に該当しない人	基準額 ×0.685 (0.68)	46,800円 (46,500円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.85	58,100円
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない人	基準額 ×1.0	68,400円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	82,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.25	85,500円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	102,600円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.65	112,800円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.9	129,900円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額 ×2.1	143,600円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額 ×2.3	157,300円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.4	164,100円
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.5	171,000円

※（ ）内の乗率及び金額は、公費負担による負担軽減策が実施された額です。

大治町老人福祉計画・介護保険事業計画
2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

発行年月：2024（令和6）年3月
住 所：〒490-1192 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1
電 話：052（444）2711 [代表]

発行：大治町 福祉部 長寿支援課
FAX：052（443）4468

